

被災地派遣レポート〈第103回〉

都市整備局再開発事務所事業課 寺師 秀昭さん

私は、平成24年7月1日から12月31日まで、仙台市復興事業局復興まちづくり部事業調整課に派遣されました。派遣先では、津波被災地における復興・支援事業のなかで蒲生北部の再整備事業に携わってきました。

七北田川左岸・仙台港南側に位置する蒲生北部地区は、東日本大震災で甚大な被害を受け、将来的にも津波の被害の危険性が高いと想定されることから、仙台市では、本地区を災害危険区域に指定し、住宅については防災集団移転促進事業を進めています。

本地区は線引き制度が出来た昭和45年当初からの市街化区域で、住宅や業務系の土地利用が行われていた地区であり、また震災復興計画においても、防災集団移転後は、新たな成長産業の集積を促進するため、業務系土地利用を前提とした都市基盤の再整備を行うとともに、土地の整理集約を行い、土地利用の効率化を図るため、土地区画整理事業を施行し、整備することとしています。

具体的には、津波によって被災を受けた道路・上下水・公園等の公共インフラと業務系土地利用を考慮した宅地造成を、仙台市施行の土地区画整理事業により再整備（約92ha）を行うもので、平成25年3月11日までに都市計画を決定し、事業計画決定、仮換地指定、工事と事業を進めていくものです。

私が赴任したときは、仙台市施行で区画整理事業による再整備を行うことを市として決めた時期で、地元の説明会等により仙台市の考えを伝えるときでした。

説明会での説明内容の検討、会場確保、会場内のセット等をみんなで手分けして行い、無事終わりました。（各課の応援体制により）

説明会の結果、基本的な内容については、地元伝わっていきましたが、多くの方は、減歩率・仮換地・移転等についてはまだ今後の話ということもあり、市の今後の出方を見て判断していくことが地元の方の考えと思われました。

一方で、津波で流されなかった家屋のうち、リフォームし住み続けている方が約20件前後あり、その方は、区画整理後も住み続けることを前提にしていることから、今後、事業が進んで行く中での移転等の問題（住居の移転・建替えは認められない）を抱えています。

地元説明会以後は、測量調査や事業計画に向けた調査委託及び公共施設管理者との協議を元に、道路・公園・上下水道等の計画、宅地造成計画等の原案を作成し、平成24年12月に地元説明会等により都市計画の原案を地元へ伝え、意見を聞いています。

意見の多くは、減歩や仮換地先がどうなるのかといったことや事業所を再建することへの不安、今後住み続けられるような配慮をしてほしいといった内容でした。

今後、このような意見に対し、行政としてきめ細やかな対応ができるのかが事業の進捗に影響すると思われま

私の派遣はここまでで、その後、都市計画の案をまとめ、公聴会をへて、予定どおり平成25年3月8日に都市計画決定を行っています。

区画整理の業務としては、事業計画決定、換地設計案発表、仮換地指定等これからが本番で、行政内部との調整や地元に向き合っていくかが今後の進捗の鍵となると思われます。

最後に、平成25年4月から組織改正があり、これまで6名だった職員が11名と倍増したと聞きます。これからの仙台市職員の方と派遣職員の方の踏ん張りに期待をします。

機会を見て、蒲生北部に立ち寄ってみたいと考えています。

業務以外の話ですが、東京都や他都市の派遣職員の方、仙台市職員の方とのアフターファイブでの飲み会や土日を利用した芋煮会、温泉旅行等楽しく過ごさせていただきました。次の日頑張れると思えた皆さんとの出会いに感謝します。